参考•報告様式集

参考•報告様式集

目 次

I. 参考様式

法令等に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令に定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、申請、届出の頻度が高いものを中心に、以下のとおり書式例を定めたので申請者、届出者から書式についての照会があった場合等に活用されたい。なお、以下の書式は、申請者、届出者に対し強制するものではなく、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。

参考様式第1 指定金融機関の指定申請書

参考様式第2 役員の氏名及び略歴を記載した書面

参考様式第3 誓約書(株式会社日本政策金融公庫法第16条第4項各号に該当しな

いことの誓約)

参考様式第4 誓約書(株式会社日本政策金融公庫法第16条第4項第3号イ及びロ

のいずれにも該当しないことの誓約)

参考様式第5-1 承継認可申請書(事業の譲渡及び譲受け)

参考様式第5-2 承継認可申請書(合併又は分割)

参考様式第6 業務規程変更認可申請書

参考様式第7 変更届出書

参考様式第8 危機対応業務休廃止届出書

Ⅱ. 報告様式

報告様式第1 指定金融機関台帳

報告様式第2 指定金融機関検索簿

報告様式第3 指定金融機関に関する苦情等記録票

報告様式第4 指定金融機関に関する苦情等受付件数調べ

報告様式第5 連絡箋

報告様式第6 指定申請書等受理報告

【参考様式第1】

文 書 番 号 年 月 日

財務大臣 殿農林水産大臣 殿経済産業大臣 殿

商号又は名称 代表者名 (担当部署、担当者、担当者連絡先)

指定金融機関の指定申請書

株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第11条第2項に規定する指定金融機関の指定を受けたく、同法第16条第1項の規定に基づき申請いたします。

添付書類

- 1. 株式会社日本政策金融公庫法第16条第2項に規定する業務規程
- 2. 株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な 事項を定める省令第4条第1項に掲げる書面
 - (1) 定款及び登記事項証明書
 - (2) 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
 - (3) 役員の氏名及び略歴を記載した書面
 - (4) 株式会社日本政策金融公庫法第 16 条第4項各号に該当しないこと を誓約する書面
 - (5) 役員が株式会社日本政策金融公庫法第 16 条第4項第3号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
 - (6) 株式会社日本政策金融公庫法第 16 条第 5 項第 1 号の金融機関としての行政庁の免許等を受けていることを証する書面、その免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面
 - (7) その他主務大臣が必要と認める書面
 - イ) 指定を受けようとする者の概要を記載した書面
 - ロ) 指定を受けようとする者の業務の種類及び業務の実施方法、 貸付利子等の計算その他の業務の方法が記載された書面

- ハ) 危機対応業務を開始するまでのスケジュールを記載した書面
- 二) 指定を受けようとする者が危機対応業務と類似する業務を行っている場合には、当該業務実績を説明した書面
- ホ) 指定を受けようとする者が危機対応業務の委託を行おうとする場合には、委託先の概要、委託契約の内容及び業務の委託 について行う態勢整備について説明した書面

- 1. 個人が申請を行う場合については、「代表者名」の欄に申請者の氏名を記載すること。
- 2. 個人が申請を行う場合の添付書類については、当該申請により指定を受けようとする者に係る上記の書類とする。
- 3. 添付書類2. (7)に掲げる書面は、必要に応じ添付すること。

(> 10 18 1.)						
(ふりがな)						
1. 商号又は名称						
(ふりがな)						
2. 代表者氏名						
2. NX 12.7						
	(郵便番号)				
3. 住 所						
		雷	話番号()	_
4 左→松 ┺→ 中 34 36			····			
4. 危機対応業務		年	月	日		
開始予定日		'	71	Н		
5. 役 員						
(}	りがな)					
				役	職	名
氏	名					
1			1			

- 1. 個人が申請を行う場合には、当該申請により指定を受けようとする者に係る事実を記載すること。
- 2. 役員について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を第2面の次に添付すること。

6. 危機対応業務を行おうとする営業所又は事務所の名称及び所在地

危機対	危機対応業務を行おうとする営業所又は事務所							
名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号					
(例)財務支店	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3581-4111					

- 1. 個人が申請を行う場合には、当該申請により指定を受けようとする者に係る事実を記載すること。
- 2. 危機対応業務を行おうとする営業所又は事務所の名称及び所在地について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を第3面の次に添付すること。

【参考様式第2】

役員の氏名及び略歴を記載した書面

(\$	ふりた	ぶな)														
B	E	名														
役	職	名					生	年月	日	左	F 月	日金	生((満	嵩	夏)
		期		間		内							3	容		
職	自至	年 年	月月	日日												
歴	自至	年年	月月	日日												
	自至	年年	月月	日日												
ate		賞罰等	の有	「無		有				•			4	₩		
賞		年	月	日		賞		罰	等		の	内	3	容		
等																
上	上記のとおり相違ありませ 年 月 日			せん。					氏	名						

- 1.「役員」とは、本指針第三2.(1)に規定する役員をいう。 2.「職歴」は、最終学歴以後の職歴を簡記すること。 3.「賞罰等」については、株式会社日本政策金融公庫法第16条第4項第3号ロに 係るものの有無を記載のうえ、該当があれば、その内容を簡記すること。

財務大臣 殿 農林水産大臣 殿 経済産業大臣 殿

商号又は名称

代表者名

誓 約 書

当○○は、株式会社日本政策金融公庫法第 16 条第 4 項各号に該当しない者であることを誓約します。

なお、当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、同法第 26 条第 1 項第 3 号に掲げる事由に該当することを認識しております。

年 月 日

財務大臣 殿 農林水産大臣 殿 経済産業大臣 殿

商号又は名称

役職名

氏名

誓 約 書

私は、株式会社日本政策金融公庫法第16条第4項第3号イ及びロのいずれに も該当しない者であることを誓約します。

なお、当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、同法第26条第1項第3号に掲げる事由に該当することを認識しております。

【参考様式5-1】

文 書 番 号 年 月 日

財務大臣 殿農林水産大臣 殿経済産業大臣 殿

譲渡人 商号又は名称 代表者氏名 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 譲受人 商号又は名称 代表者氏名 (担当部署、担当者、担当者連絡先)

承継認可申請書(事業の譲渡及び譲受け)

事業の譲渡及び譲受けにより、指定金融機関の地位の承継を行いたく、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第19条第1項の規定に基づき認可を申請いたします。

添付書類

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項 を定める省令第7条第1項第2号から第4号までに掲げる書面

- (1) 譲渡及び譲受契約書の写し
- (2) 譲渡及び譲受けに関する意思の決定を証する書面
- (3) 譲渡及び譲受けの手続を記載した書面
- (注) 譲受人は、本申請書及び上記に掲げる添付書類のほか、株式会社日本政策金融公庫 法第16条第2項に規定する指定申請書等を提出すること。

1. 危機対応業務に係る事業の譲渡人

(ふりがな)						
1. 商号又は名称						
(ふりがな)						
2. 代表者氏名						
	(郵便番号)				
3. 住 所						
3. 住						
			電話番号(()	_
			電話番号(()	

2. 危機対応業務に係る事業の譲受人

(ふりがな)	
1. 商号又は名称	
(> 10 28 35)	
(ふりがな)	
2. 代表者氏名	
,	
	(郵便番号)
3. 住 所	
//	
	電話番号() 一
	电面管分() —

3. 譲渡及び譲受けの予定年月日

年 月 日

4. 危機対応業務に係る事業の譲渡及び譲受けを必要とする理由

【参考様式第5-2】

文 書 番 号 年 月 日

財務大臣 殿農林水産大臣 殿経済産業大臣 殿

合併又は分割の当事者

商号又は名称

代表者名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

商号又は名称

代表者名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

承継認可申請書 (合併又は分割)

合併(又は分割)により、指定金融機関の地位の承継を行いたく、株式会社 日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第19条第2項の規定に基づき認 可を申請いたします。

添付書類

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項 を定める省令第7条第2項第2号から第4号までに掲げる書面

- (1) 合併契約書の写し及び合併比率説明書又は分割契約書(新設分割の場合にあっては、分割計画書)の写し及び合併比率説明書
- (2) 合併又は分割に関する意思の決定を証する書面
- (3) 合併又は分割の手続を記載した書面
- (注)合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により危機対応業務を承継する法人は、本申請書及び上記に掲げる添付書類のほか、株式会社日本政策金融公庫法第16条第2項に規定する指定申請書等を提出すること。

1. 合併又は分割の当事者

(ふりがな)	
1. 商号又は名称	
(ふりがな)	
2. 代表者氏名	
	(郵便番号)
3. 住 所	
	電話番号 () 一
(ふりがな)	
1. 商号又は名称	
(ふりがな)	
2. 代表者氏名	
	(郵便番号)
3. 住 所	
	電話番号 () 一
2. 合併後存続すする法人	合は、新設分割を行おうとする者のみ記載する。 る法人・合併により設立される法人・分割により事業を承継
(ふりがな) 1. 商号又は名称	
(ふりがな) 2. 代表者氏名	
	(郵便番号)
3. 住 所	
O, L. //	
l	雷話悉号 () —

3. 合併又は分割の方法及び条件

4. 合併又は分割の予定年月日

年 月 日

5. 合併又は分割を必要とする理由

【参考様式第6】

文 書 番 号 年 月 日

財務大臣 殿農林水産大臣 殿経済産業大臣 殿

商号又は名称 代表者氏名 (担当部署、担当者、担当者連絡先)

業務規程変更認可申請書

業務規程を変更いたしたく、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第20条第1項の規定に基づき、認可を申請いたします。

添付書類

- 1. 株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令第8条第2号から第4号までに掲げる書面
 - (1) 業務規程の新旧条文の対照表
 - (2) 変更後の業務規程
 - (3) 変更に関する意思の決定を証する書面
- 2. 上記のほか主務大臣が必要と認める事項を記載した書面

1. 変更しようとする事項

変更前	変更後	備考

2. 変更予定年月日

年 月 日

3. 変更の理由

【参考様式第7】

文 書 番 号 年 月 日

財務大臣 殿 農林水産大臣 殿 経済産業大臣 殿

> 商号又は名称 代表者氏名 (担当部署、担当者、担当者連絡先)

変 更 届 出 書

○○○○について変更がありましたので、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第17条第2項の規定に基づき、お届けいたします。

添付書類

変更後の項目を記載した指定申請書(当該変更に係る面に限る。)

1. 変更事項

変更前	変更後

2. 変更予定年月日

年 月 日

3. 変更の理由

【参考様式第8】

文 書 番 号 年 月 日

財務大臣 殿農林水産大臣 殿経済産業大臣 殿

商号又は名称 代表者氏名 (担当部署、担当者、担当者連絡先)

危機対応業務休廃止届出書

危機対応業務の
$$\left\{ \begin{array}{c} 2 \\ - \\ - \end{array} \right\}$$
 について $\left\{ \begin{array}{c} \hat{\mathbf{g}}_{\perp} \\ \\ \\ \end{pmatrix} \right\}$ することといたしました

ので、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第25条第1項の 規定に基づき、お届けいたします。

添付書類

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項 を定める省令第12条第2号及び第3号までに掲げる書面

- (1) 廃止又は休止に関する意思の決定を証する書面
- (2) 危機対応業務を一部又は全部廃止する場合には、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

1.	廃止又は休止しようとする危機対応業務の範囲
2.	危機対応業を廃止又は休止しようとする予定年月日
	年月日
3.	危機対応業務の休止期間
.) E (X/17/10-7K-17)
1	危機対応業務を廃止又は休止する理由
4.	他域外心未彷で廃止人は小正りる柱田

指 定 金 融 機 関 台 帳 (〇年〇月〇日現在)

日							
<u>_</u>	月	日	(指定の有効期限:	年	月	日まで)	
			統括責任者				
な業務を行う地	2域						
	業務の実施を		<u>年月日</u> 業務の実施体制 な業務を統括する部署	年月日(指定の有効期限: 業務の実施体制 な業務を統括する部署 統括責任者	年月日(指定の有効期限: 年 業務の実施体制 な業務を統括する部署 統括責任者	年月日(指定の有効期限: 年月 業務の実施体制 な業務を統括する部署 統括責任者	年月日(指定の有効期限: 年月日まで) 業務の実施体制 な業務を統括する部署 統括責任者

(3)危機対応業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

(本台帳作成時点における指定申請書第3面を添付すること。)

3. 危機対応業務の実施方法

(1)危機対応業務として行う特定資金の貸付け等の種類

特定資金の貸付け等の種類	実施	不実施
イ 特定資金の貸付け		
ロ 特定資金に係る手形の割引		
ハ 特定資金に係る債務の保証		
ニ 特定資金に係る手形の引受け		
ホ 特定資金の調達のために発行される社債の取得		
へ 特定資金に係る貸付債権の譲り受け		

(2)特定資金の貸付け等の相手方等

イ 特定資金の貸付け等の相手方	
ロ 特定資金の貸付け等の対象資金	
ハ 特定資金の貸付け等の限度額	

(3)日本政策金融公庫から受ける信用供与の内容

信用供与の内容	受ける	受けない
イ 日本政策金融公庫からの借入れ		
ロ 日本政策金融公庫による非弁済額の一部補てん		
ハ 日本政策金融公庫からの利子補給金の受給		

(4)危機対応業務の委託状況

委託する業務	委託先

(直近の上記委託先に係る本指針第三4.(7)⑤に掲げる書面を添付すること。)

(1)沿革▪特色等										
(2)指定金融機関の概要										
(直近の本指針第三4. (7)①に掲げる書面を添付すること。)										
(3)直近の危機対応業務実績										
危機認定日	危機事案	特定資金の貸付け等の 実行件数(件)	特定資金の貸付け等の 実行額(百万円)	備考						
		23131122222	7317 773 110 110 110 110 110 110 110 110 110 11							
(4)直近の検	食査結果の概要及び監									
(5)特記事項	(5)特記事項									

4. 指定金融機関に関する事項

(以 上)

(指定金融機関名) 瘚 ₩ 楡 黑 藜 酃 + 囝 疝

日現在

町

卅

(作成部局名)

指定金融機関名	種別	危機対応業務を行う都道府県	た機対応業務を行う市町村 (左記都道府県の全域で業務を行わない場合に記載)

指定金融機関に関する苦情等記録票

指定金融機関名	
受付部局名	

日時	年	月	日()	時	分~	時	分	【電話	• 来局	, -	文書]
申出者													
応接者													
苦情等内容													
摘 要													

(地方支分部局名)

指定金融機関に関する苦情等受付件数調べ

? 町 【対象期間:

ロ 対象期間中に受け付けた苦情等はありませんでしたので、その旨報告します。 当局において、

ロ 対象期間中に以下のとおり苦情等を受け付けましたので、報告します。

(単位:件)		合計			
		水産加工業協同 組合等			
		漁業協同組合等			
	機関	農業協同組合等			
	指定金融	労働金庫等			
		信用協同組合等			
		信用金庫等			
		銀行等			
			坦重	来局	文書

連絡 箋

日 時	年	月	日()	時	分~	時	分	【電話・来局・文書・その他】
照会者									
応接者									
照会内容									
回答案									
処 理									

指定申請書等受理報告

(本省担当課室 総括課長補佐名) 様

(地方支分部局 担当課長名)

以下のとおり指定申請書等を受理したので、指定金融機関の指定及び監督に関する指針第三1.(2)に基づき、報告いたします。

受理部局名						
受理日		年	月	日	()
申請者名						
申請者の種別						
参考情報						
本省処理欄						